

## 2025 年 XCR スプリントカップ北海道 車両改造範囲概要

(赤文字：変更点)

基本は当該年度 JAF 国内競技車両規則 第 2 編ラリー車両規定 第 2 章安全規定、第 7 章 RF 車両用改造規定および FIA J 項 253 条とする。ただし、以下の点については変更が認められる。

ここに未記載の個所、不明な点などはシリーズ事務局にお問い合わせください。

黒文字で太字の個所は RF 規定ではなく、XCR スプリントカップ北海道シリーズ独自の規定です。

本概要はシリーズ途中でも変更となる場合があります。

(将来的には FIA グループ T 車両を日本の法律に合わせた形での参加を目指します。)

### --- 安全規定 -----

「第 2 編ラリー車両規定 第 2 章 安全規定」をよく読んでください。

#### ① シートベルト (第 2 編ラリー車両規定 第 2 章安全規定 第 2 条 参照)

4 点式以上のワンタッチ式フルハーネスタイプを必須とする。

\*6 点式以上の FIA 公認ベルトをお勧めします。

両肩のベルトが途中で 1 本になって車体に固定されるいわゆる Y 字タイプは不可とする。

右肩と右腰ベルト、左肩と左腰ベルトが一体になった、いわゆるランドセル型は不可とする。

車体への固定方法は第 5 編 細則を確認すること。

#### ② 消火器 (第 2 編ラリー車両規定 第 2 章安全規定 第 3 条 参照)

少なくとも 1 つの消火器を搭載しなければならない。

手動消火器：薬剤 2.0 kg 以上の粉末消火器または、薬剤 2.4L 以上の AFFF 泡消火器など (詳しくは FIA J 項 253 条参照)。

\* 消火剤の充填日または前回点検日から 2 年以上経過した消火器は使用できません。期限切れにご注意下さい。

#### ③ ロールケージ (第 2 編ラリー車両規定 第 2 章安全規定 第 4 条 4.4) 参照)

6 点式+左右ドアバーを基本構造とする。

構成パイプの基本最小寸法は直径 40mm x 肉厚 2mm。材質は冷間仕上継目無炭素鋼(引抜鋼管)とする。

いわゆるターボ係数換算後の排気量が 2000cc を超える場合は、斜交バーの追加を強く推奨。

なお、ロールケージの形状等について事前にレイアウト図(ラフスケッチ可)をシリーズ事務局に提示願います。特にこれから製作される場合は製作前に提示ください。

\* 将来的に国際大会への出場をお考えの方は FIA J 項に沿った形で製作して下さい。RF 車両規定のロールケージでは国際大会には参加できません。

#### ④ けん引フック (第 2 編ラリー車両規定 第 2 章安全規定 第 6 条)

前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。

可倒式、及びケーブルフープ式も可能。

当該車両用として装備されている純正品でも可。その場合でも、黄色・赤またはオレンジ色で塗装を施しておくこと。

ブラケットサイズなどの詳細は第1編 レース車両規定 第4章 第8条を参照。

\*けん引フックは、その本体および取り付け部に十分な強度がある事が求められます。実用に十分な強度を確保すること。

## ⑤ 選手の装備品

国内格式（全日本）以上の競技会に参加の場合は FHR（頭頸部）システムが必須となります。それ以外の安全装備品に関しても、必ず特別規則書等をご確認ください。

## --- 改造範囲 -----

「第2編ラリー車両規定 第7章 RF 車両用改造規定」をよく読んでください。

## ⑥ エンジン （第2編ラリー車両規定 第7章 RF 車両規定 第2条）

**排気量：**

【XC-2,3】 変更は一切不可。（メーカーが補修用に設定しているオーバーサイズピストンへの変更も不可。）

【XC-1】 保安基準に適合している事を条件に変更可。（構造変更を行い、車検に通る状態である事。ただし、構造変更書類(コピー可)を常に携行しオフィシャルが求めた際に提示できなければならない。）

**エンジンおよび補器類：**

【XC-2,3】 エンジン本体への加工は一切認められない。加工の必要無く取り付けが可能な物の使用は保安基準に適合している事を条件に変更可。

【XC-1】 保安基準に適合している事を条件に変更可。（ただし、構造変更を行っている場合、構造変更書類(コピー可)を常に携行しオフィシャルが求めた際に提示できなければならない。）

**エアクリナー：**

エレメント交換のみ可能。

**電子制御装置（エンジンコンピューター）：**

【XC-2,3】 変更可。ただし、当初の物と完全に互換性がなければならない。つまり当該ユニットを量産ユニットと交換してもエンジンが正常に作動すること。また、入力側のセンサーおよびアクチュエーターはその機能を含み変更不可。

【XC-1】 保安基準に適合している事を条件に変更可。

**電子制御装置 - 追加の電子デバイス（通称：サブコンなど）：**

【XC-2,3】 エンジンコンピューター交換時同様に、取り外した際にエンジンが正常に作動する事を条件に使用可。

【XC-1】保安基準に適合している事を条件に変更可。

オイルクーラーおよびインタークーラー：

配管を含み車体から突出しないこと。配管を含み、飛び石などによる破損が無いよう適切な保護がなされていること。

ブローバイガス還元装置：

取り外し不可。

## ⑦ 排気系 （第2編ラリー車両規定 第7章 RF 車両規定 第3条）

マフラーおよびエキゾーストマニホールド

【XC-2,3】マフラーはエキゾーストマニホールドを含み変更が許されるが「第7章 RF 車両規定 第3条」に従ったものに限られる。また、「第5編：細則 ラリー車両およびスピード SA 車両の後付けマフラーに関する細則」に該当する車両はこれに適合していること。

【XC-1】保安基準に適合している事を条件に変更および改造可。

【全車】音量および排気ガス規制値は当該車両の保安基準に適合する事。なお、各大会の特別規則書で音量を規制する場合がある。

後付けマニホールドなどに変更する際、純正の遮熱板が取り付けできない場合は耐熱バンテージを巻くなどの遮熱処置を行う事で遮熱板の代わりとする事が出来る。この場合でも保安基準に適合すること。「第7章 RF 車両規定 第3条 3.1」③は可能な限り保持すること。

触媒

【XC-2,3】触媒コンバーターの取り外しおよび加工は認められない。

【XC-1】触媒コンバーターの取り外しおよび加工は認められない。但し、エンジンの構造変更に伴う変更は認められる。

## ⑧ 駆動系統 （第2編ラリー車両規定 第7章 RF 車両規定 第4条）

駆動方式

駆動方式の変更は認められない。(4WD⇔2WD)

ミッションおよびデフ：

ギア比を含め変更可。ただし、保安基準に適合すること。特にスピードメーターが正常に作動すること。

## ⑨ 足周り

スプリングおよびショックアブソーバー

ショックアブソーバーの本数(1ホイールに対して2本まで)を含め変更可能。構造変更が必要な変更の場合は、必ず事前に構造変更を行うこと。

サスペンションアーム

サスペンションアームはトレッドも含め変更可。サスペンションアームを交換した場合、構造変更が必

要な場合があります。交換する場合は必ず保安基準に適合する状態を保つこと。

この場合、第 2 編ラリー車両規定 第 7 章 7.1) ④は除外する。

⑩ **車体** (第 2 編ラリー車両規定 第 7 章 RF 車両規定 第 6 条)

**車体幅：**

全幅は 2.0m 以内とする。

**ドア：**

ドアの材質変更は認められない。(FRP ドアなどは使用不可。内張りに関しては RF 車両規定 第 6 条 6. 2)を参照。)

**窓ガラス：**

【XC-2,3】窓ガラスの変更は認められない。(アクリルウィンドウ不可。)

【XC-1】フロントウィンドウ・運転席・助手席の窓ガラスの変更は認められない。

**シート：**

シートおよびシートレールを交換する場合は保安基準に適合すること。

⑪ **タイヤおよびホイール** (第 2 編ラリー車両規定 第 7 章 RF 車両規定 第 7 条)

**ホイール：**

ホイールの材質はスチール製または、JWL または JWL-T マークのある軽合金性とする。

ホイールスペーサーは保安基準適合品のみ使用可能。この場合、第 2 編ラリー車両規定 第 7 章 7.1)

③および④を除外する。

**タイヤ：**

【XC-2,3】タイヤ外径は 810mm 以下に限られる。

【XC-1】タイヤ外径は 940mm 以下に限られる。

【全車】使用可能なタイヤは「XCR スプリントカップ北海道\_シリーズ規定」第 2 章に示す。

車両には 1 本以上のスペアタイヤを搭載しなければならない。

⑫ **ランプ**

追加のランプを「フォグランプ」「ハイビーム」「作業灯」として取り付ける場合、それぞれに対して保安基準の要件が異なってきます。保安基準に適合すること。

\*各ランプメーカーが公開している要件などを参照。

以上

発行：XCR スプリントカップ北海道シリーズ事務局